

第 18 回大和川流域委員会 議事録

開催日時：平成 22 年 3 月 17 日(水)9:30～12:35

場所：奈良県広域地場産業振興センター 大会議室（5F）

委員出欠数：出席 13 名、欠席 4 名（沖村委員、千田委員、前迫委員、森下委員）

1. 議事経緯

(1) 第 17 回大和川流域委員会審議報告

第 17 回大和川流域委員会について審議報告がなされた。主な意見は以下のとおり。（○：委員発言、→：河川管理者発言）

- 議事録の修正を依頼したが、修正されていない。例えば、「サイトミュージアムの建設については難しい」という河川事務所が答えた部分、「ミュージアムの建設については難しい」と答えたのではないか。
- 他の人の発言に対する修正というのは、当然、当事者の了解もなければならないと思います。
→ 上ものの建設については難しいという趣旨なので、ご指摘の通り「ミュージアムの建設については難しい」と修正したい。

(2) 大和川水系河川整備計画原案（たたき台）について

大和川水系河川整備計画原案（たたき台）の中から“治水対策について”、“正常流量について”、“大和川の環境の整備について”的 3 点について、要点を絞って一連で説明がなされた。主な意見および審議内容は以下のとおり。（○：委員発言、→：河川管理者発言）

- 整備計画で目標とする流量 $2800\text{m}^3/\text{s}$ が示されていないが、数字で書き込む必要があるのではないか。
→ 地点をはっきり明記した上で流量を示すように検討していただきたい。
- いろいろな河川断面図の中に記載されている HWL は、どのような流量を基に出したのかわかるようにして欲しい。
- 整備計画の断面に HWL が記載されているので、整備計画の流量に基づくものだと認識している。
→ 整備計画の流量に基づいたものである。
- 超過洪水対策というのは、何の基準に対する超過か、この記述では理解できない。また、スーパー堤防は 1 箇所だけ整備しても他の個所に弱点をつくる危険性があり、連続的に整備することを前提とすればあまりにも費用がかかるが、どう考えているのか。
- 昭和 57 年の激甚災害対策特別緊急事業と整備計画とがどう整合するのか書いて欲しい。
→ 当時の激甚災害特別事業は、昭和 57 年規模では支川が溢れることを前提とした計画であったが、その後、支川の整備も進み整備計画も策定されていることから、今まで溢れていた水が戻ってくることを前提に本川の受け皿を用意するという計画になっている。
- 基本方針は亀の瀬の開削を前提とした $5200\text{m}^3/\text{s}$ が示されており、これを基に岩井川ダムが 100 分の 1 で建設されているが、そのダムの下流の支川では 10 分の 1 の流下能力しかない。下流が今後 20 年 30 年整備できない状態であれば、この下流の支川の部分に問題が発生するのではないか。

- 暫定期間のダムの運用をどうするかという問題であると思っている。
- 基本方針の $5200\text{m}^3/\text{s}$ というのは、ある程度安全に安全を見た数字で整備計画の $2800\text{m}^3/\text{s}$ は、現実的な数字で河川の決壊なしに自然に大阪湾まで流すという自信を持った数字だと解釈している。
- 基本方針と整備計画の違いについて補足して説明しておいていただきたい。
- 基本方針は、今後の概ね 200 年間を視野においたグランドプランであり、今後、概ね 30 年間の中で $5200\text{m}^3/\text{s}$ に向かってどこまでやるかという段階的な整備が河川整備計画である。また、大和川の基準地点の柏原で戦後最大となるのが昭和 57 年の洪水である。当然、支川単独ごとで見ると必ずしも戦後最大が昭和 57 年の洪水ということではない。
- 資料 2 の新たに加わった本川と支川の整備水準についての表に記載されている関係機関の計画流量だけでなく戦後最大とか確率評価的なものを、府県と調整して可能であれば、記述してもらいたい。
- 資料を確認して検討していただきたい。
- 大阪府と奈良県の治水に対して協調体制、あるいは連携という点について河川管理者としての考えを伺いたい。
- 基本的には上流から下流までバランスをとって整備を進める考え方なので、当然ながら奈良県の整備をするためには、ある程度大阪の下流の受け皿が必要となる。上流と下流の両方のご理解をいただくような整備を進めるということを国としてやっている。今回の整備計画もこののような考え方方に沿うものだと考えている。
- 資料 2 の P3-2 に堺市の水道用水の取水は中止されたと書いてあるが、将来計画として浅香山の浄水場の再開を考えているのか。
- 浅香山の浄水場の再開は、現時点では想定していない、堺市からもそのように聞いている。
- 資料 2 の支川と本川の整備水準についてのところで曾我川が計画 $600\text{m}^3/\text{s}$ 、昭和 57 年洪水が $580\text{m}^3/\text{s}$ と差が $20\text{m}^3/\text{s}$ しかない。もう少し計画流量をあげたほうがいいと思う。
- $580\text{m}^3/\text{s}$ という数字を $100\text{m}^3/\text{s}$ 単位で丸めたもので、 $20\text{m}^3/\text{s}$ 上乗せしたような安全側で整備するということである。
- 資料 2 の P4-2 の遊水地の整備の記述について、該当する地域は建築制限をしていくなどの事前の対策が必要となってくるのではないか。また、公聴会を開催した場合にこのような記述があると、どこが候補地になるかという関心が出てくるので、あらかじめ想定している場所があるのか聞かせてほしい。
- 遊水地の整備は、用地買収になるか地役権設定になるかはこれからであり、地域住民への説明や関係機関との連絡調整、協議ということには尽力していただきたい。また、遊水地の整備は中流部の対策であるが、現時点で個別の場所まで示せる段階ではないと考えており、公聴会の段階でも公表できないと思っている。別途整備の段階で地元説明をさせていただきたいと思っている。
- 奈良県の河川整備委員会で岩井川ダムの審議をしたときの説明が、国の対応として亀の瀬が将来開削になるということで岩井川ダムの説明に納得した。しかし、下流の整備が進まない状況ではダムのただし書き操作の危険性についての策をきちんと説明しておかないと国の整備計画としては人災ということも起こりかねない。
- 内容が非常に複雑であり、総括的にいうと暫定期間のダムの運用をどうするかという問題ではないかということになる。いつも岩井川ダムの話が出てくるので、亀の瀬の開削が前提になっていることについてどういうことか聞かせてほしい。
- 奈良県とも調整して次回までに用意したい。

- 基本方針という前提の数値と現実的な整備計画の数値の 2 つの数値がある。整備計画原案は $2800\text{m}^3/\text{s}$ ということになっているが、その前に岩井川ダムとか奈良県に整備局が説明してきたことがある。これら全て整理しないと上下流のバランスという言葉が実際に生きてこない。
 - 基本方針は長期的なビジョンで一気にできない。今後 20, 30 年でやる整備に当たってどういう治水水準でやるかを議論するのが流域委員会だと理解している。
 - 基本方針のことは、流域委員会として考えなくていいということを議事録に記載していただきたい。
 - 基本方針と整備計画で目標流量が違うことは理解しており、整備計画の目標流量は基本方針の $5200\text{m}^3/\text{s}$ に至る過程の数値であり、まったく違うものという認識は持っていない。
 - 基本方針と整備計画原案と違う数値が上がっていることを委員会で認めるなら、 $5200\text{m}^3/\text{s}$ と $2800\text{m}^3/\text{s}$ の乖離した理由を説明することが最低限必要である。奈良県のダム計画や河川整備計画との関連にも関わるので“単にこうした”というだけでは中途半端な計画になると思う。
 - 基本方針の内容が当面 20, 30 年の間に出来ればベストであるが、奈良県、大阪府それぞれの都合もあり、今の治水の現状や亀の瀬のことを考えると無理である。
 - たたき台に基本方針と整備計画の違いを説明できないか。整備計画は、予算の問題、技術的な問題、地元の問題等総合的に勘案して今後 20, 30 年で進めていける数字として $2800\text{m}^3/\text{s}$ が出てきたと何回も聞いてそれでやむを得ないと認識している。
- 河川整備計画、基本方針という単語は一般の方になじみのない用語であるので、本文に記載するか、あるいは公聴会で説明するかということなど手法についてどうするかということもあるが、それぞれの計画の性質の違いについて、十分に説明を行いたい。また、上下流のバランスに関して段階的整備の中で調整を図っていくという文言についても、整備計画の中に盛り込む格好で検討させていただきたい。
- 資料 3 の P19-2 に正常流量の目標値を環境基準(BOD) の 2 倍値を満足することにしているが、これでコンセンサスがとれていることなのか。BOD 値の 2 倍くらいが渇水時に 1 回ぐらい出てもしょうがないということなのか。
 - 正常流量を全国の 1 級水系で設定する場合に渇水時に少なくとも各基準点の環境基準の 2 倍を最低確保しようということでルール化されている。それに基づいて計算している。
 - 流出負荷量は、人口や下水の整備状況が変わればどんどん変わる数値であるが、どの段階の数値をもとにしているのか。また、今後さらに下水道の整備が進めば安全側の設計になる流出負荷量を用いているという考え方で良いのか。
 - 大阪府、奈良県の流総計画の計算をベースにしており、最新の統計のものとなっている。また、正常流量の算出に関しては下水道が 100% 整備されたことを前提にした計算をおこなっている。
 - 資料 3 の正常流量について示されてる汚濁負荷量が下水道整備率が 100% 整備した段階での数値であることを考慮すると、資料 4 の P3-11 で BOD の目標で大阪府域は夏期 $3\text{mg}/\text{l}$ 、盛夏 $2\text{mg}/\text{l}$ という値になっているが、環境基準を下回る値にもっていけるのか気になる。また、アンモニア性窒素の低減に努める、糞便性大腸菌群数の低減に努めるという表現は、具体的化できないか。
 - 河川整備計画とは別に大和川の流域では泳げる川を目指した C プロジェクト計画があり、この計画の内容を踏襲したような書き方になっている。別途、水環境協議会で専門家の意見を聞いて検討しており、その状況によっては内容を書き換えることも承知しておいても

らいたい。

- 資料 4 の P2-6 で夏季を中心に糞便性大腸菌群数が高くとあるが、はっきりと季節変動がでていなかった気がするので確認して欲しい。また、流量が少ないことが関係しているのか。
 - あとで確認して報告させていただく。
- 整備計画の中で下水道の普及や C プロジェクト計画についても触れておくことがいいと思うがいかがか。
 - 大和川の水質をきれいにする現実的な手段として流域での対策が重要であり、行政や民間また、一般の方へも呼びかけをして一体的にやってきている。しかし、下水道整備は市町村が行う整備であり、相手のあることなので書き方は難しいところもあるが、C プロジェクト計画のような取り組みを今後もやっていくという姿勢に変わりはないので、そういうことについて書いていきたい。
- C プロジェクト計画の下水道整備率は 88% ぐらいの完成率を想定していたと記憶しているが一度確認頂きたい。アンモニア性窒素とか糞便性大腸菌群数は、原因をはっきりしないと住民に対する協力要求が出来ないと思う。例えば、農薬として硫安をまけばアンモニア性の物質が発生する、田植え前に糞尿をまけば梅雨で大雨が来た場合どつと本川に流れる可能性もあるなど、住民に提示する必要がある。また、C プロジェクト計画へのただし書きで、いざという時には飲み水として取水できる程度にしたいというのがあったと思う。飲める川というイメージを持って環境基準を引き下げるほうがいいと思う。
 - 正常流量という長期の目標値を議論する際には、下水道整備率を将来の予想値である 100% という値を用い、平成 22 年度での状況を示した C プロジェクト計画では 80% レベル前提での値を用いている。また、糞便性大腸菌の原因についても水環境アドバイザー会議で意見をいただいているが、現時点で大腸菌が相対的に高いということの原因が突き止められていない。今後調査していかなければならない段階であり、目標の話もいろいろ意見があるので、これから議論させていただきたい。
- 原案の基の正常流量の報告書では、BOD の基準だけで議論されており、C プロジェクト計画のことは一切記載されていない。今整備計画原案（たたき台）で C プロジェクト計画のことについて触れると、正常流量の検討においても BOD 以外の項目についても議論が必要である。
 - 正常流量は、基本方針の中で定められている渇水時の長期的な目標水準をあらわしている。C プロジェクト計画は、その正常流量に向かってどういう手段で取り組むかというプロセスの話であり、基本方針の中には書かれている。また、正常流量の考え方の基本が渇水時の水質の悪い状態を、水の量を多く保つことで改善しようというものである。そのため、正常流量の検討に BOD 以外の項目についても考慮をすると、非常に大きな値となってしまう。そこで、水質については水を補給するのではなく流域対策でやっていくという考えである。
- 大和川の流域は住宅地で境になって京都へ流れたり奈良へ流れたりしている。お金を出して農業用水を他の水系からの水を使っているのに、今日は汚いからダムから水を放水して薄めるということが可能なのか。正常流量の話がこの委員会で何回も出でくのが不思議である。与えられた自然条件しかないなか、どこで水量を調整するのか。
 - 大和川の水量が多くないということは、初めからよく聞かされているが、正常流量というか渇水流量の長期的な見通しはどういう分析しているか。
 - 資料 3 P4-29 の(1)渇水時の管理と(2)流水管理で記載している。渇水時には水利使用者

の相互調整をして、適切またはルールに基づいて取水をするような取り組みを書いている。流水管理は正常流量の実現に向けて河川管理者が行う取り組みを書いている。大和川では過去の大規模な渇水被害という記録は残っていないのが事実としてあげられ、現在の確保策としては、ハード的な対策だと大規模なものは考えていない。慣行水利権を利用の実態に即した形で許可水利権化するように指導していく立場で進めている。このような取り組みの中で今後の渇水の推移を見ていきたいと考えている。

(3) 河川整備計画（原案）に対する関係住民の意見の聴き方(案)

河川管理者より、関係住民の意見の聴き方について説明がなされた。主な意見および審議内容は以下のとおり。(○：委員発言，→：河川管理者発言)

- 関係住民の意見聴取の方法として、公聴会の当日に書く様式になっているが、事前に関係住民に具体的な概要版を配布し、意見を事前に聞けるように要請したい。また、関係住民の選定方法をどうするか、選定基準のような問題が出てくる。
- 事前に概要版を配布することは物理的に無理であり、意見は公聴会の後でも受け付けたり、インターネットでも打ち込めるというような工夫はしたい。流域住民の選定は、希望される方は参加していただければと思っている。アナウンスの範囲は、沿川だけでなく水質や総合治水、想定氾濫区域等を視野に入れて各市町村の方と相談して広報誌等に記載させていただきたいと考えている。
- 公聴会の主催者は河川管理者であるので委員は自由に参加して構わないという回答が4回前にあった。流域委員と別に住民団体の代表を務めている関係でその責任もある。流域委員会全体として自由判断に任すのか、何か一定のルール的な申し合わせをするなら委員会で諮っていただきたい。
- 委員としての参加は自由参加でいいと思っている。
- 個々の委員がそれぞれの立場で、個人的な意見を出すことは問題ないと思う。委員会の活動とも矛盾する話ではないと思う。
- 流域委員会の委員は、委員会の場や委員会が終わってからも意見を言える立場にある。ただ、公聴会は一般住民の方の意見を聞くことが大事であって、委員が公聴会に出席するかどうかは、委員としての良識で対応していただくのがいいと思う。
- 原案、たたき台のたたきをとって住民の意見聴取に供することになるので、できるだけ意見を出してもらいまとまる方向、収束する方向にもっていきたいと考えている。
- 住民意見の聴取と並行して流域委員会の審議もしていきたい。その中で前回委員会から指摘があった通り、住民意見聴取開始後に根幹となる部分は、揺らがないようにと思っており、そうした視点で意見をいただきたい。
- 前回委員会で策定の流れを1枚いただいているが、日程的なことも含めて説明していただきたい。また、公聴会開催のめどはたっているのか。
- 公聴会は原案になるタイミングなので、今のところ来年度の前半を考えており、前半のどこかで意見の締め切りを設定していただきたい。
- ダイジェスト版は、ダイジェストにしたからこそ大事なキーワードが必要で、委員皆の意見を反映したほうが良いと思う。3月7日の大和川の水質改善協議会のような河川事務所主催の行事の中にもいろんな工夫、熱意が感じられるイベントもあるので、是非そのイベントのように、流域委員会でも委員への情報共有をしながらダイジェスト版などに意見を反映することをお願いしたい。

- ダイジェスト版は、時間的な流れが間に合うかどうかが気になる。例えば委員会を開かず
に郵送で意見を出してもらうやり方もあると思う。
- 時間的なスケジュールが合うかだけを気にしており、委員会で諮るのか、郵送かメールで
相談させていただくか、個別で特に関心のある方に相談させていただくか、柔軟な方法で
対応を考えたい。
- 流域委員会と河川管理者と一般住民と大きく分けて 3 つの主体がある。委員はたたき台が
とれるところまでを審議・議論を行い、それを受け河川管理者が一般住民に意見を聞く
わけであるが、どういう文言で反映するかまでがこの委員会の仕事である
- 公聴会の運営の仕方はどのように考えているのか。
 - まだ、大変流動的、事務的な考え方であるが、ダイジェストなどで 30 分程度で説明した後
に本文を 30 分程度で説明、その後 2 時間程度の意見をいただく場を設定したいと考えて
いる。
- 公聴会で出てきた意見に流域委員会がどうかかわればいいのか。
 - 意見の内容や量にもよるが、どのような意見をいただいて、どのように反映させたかとい
うのは、流域委員会に報告するものだと思っている。
- 単に報告だけでは済まない意見が出てくることもあるのではないか。
 - 住民意見を整備計画に反映したものを、再度、流域委員会の中でご審議いただくとい
うことになっている。
- 資料 5 の一番最後のチラシは、専門家の文章のようで、ぜひ意見を聞かせて欲しいとい
うニュアンスが読み取れない。この辺にこそ委員の夢、知恵、意見を反映していただきたい。
- 資料 5 の最後のチラシは、随分かたい。お聞かせくださいとかという表現がいいと思
う。河川整備計画と公聴会という言葉もわかりやすい表現でお願いしたい。開催時間が午後 7
時から 9 時というのは参加者が非常に限定されるのではないか。例えば日曜・祝日の昼間
とか、いろんな設定の仕方があるのでご検討いただけたらと思う。
- 大和川という表現は大阪府の人にとっては非常にわかりやすいが、奈良県に住んでいる人
にとっては非常にわかりにくい。大阪府民と奈良県民のとらえ方は随分違うので、何か説
明を加えていただいたらと思う。
- どうやつたらやわらかい表現になるか工夫して、一般の方が出てみようかという気になる
ようなものにしていただきたい。開催時間も考えていただきたい。
- 目の前の川、いわゆる支川についての意見も住民は多く持っていると思う。大阪府及び奈
良県の河川管理者の方にも出席をしていただけるのか。
- 整備計画自体は直轄管理区間の対象にした計画であるが、もう少し幅広く回答できるよう
にしたい。
- 一般の人が馴染みやすい言葉で表現してもらいたい。上流の支川の流域の方の意見も聞か
せてもらうこともあるというようなことを入れたほうがいいと思う。
- 今日出た意見をもとに河川管理者でもう一度案を練っていただき、次回、諮っていきたい。

2. その他

- ・委員から情報提供として「わたしたちの大和川（補充版）」という冊子が配布され、その説
明がなされた。
- ・一般傍聴からの意見は特になし。

以上